

宅地建物取引業免許申請等及び

宅地建物取引士資格登録等について

オンライン申請が可能です！

※一部申請等を除く



宅地建物取引業法に基づく各種手続（山口県所管分）については、一部を除きオンライン申請ができるようになりました。※従来どおり、紙による申請（窓口または郵送）も可能です。

対象手続

宅建業

宅地建物取引業免許申請

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出

宅地建物取引業免許書換え交付申請

廃業等届出

宅地建物取引業者免許証再交付申請書

営業保証金供託済届出

業務を行う場所の届出（50条2項の届出）

宅建士

宅地建物取引士資格登録申請

宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請

宅地建物取引士証書換え交付申請

宅地建物取引士登録移転申請

宅地建物取引士死亡等届出

宅地建物取引士証交付（再交付）申請【R8.4.1～】

アクセス方法

国土交通省手続業務一貫処理システム（eMLIT）にて対象手続きを検索してください。

eMLITサイト→



【URL】 <https://e.mlit.go.jp/>

※利用にはアカウント登録が必要です。詳しくは国土交通省HPをご覧ください。

申請時の注意点

- ・ オンライン申請は本庁（山口県住宅課）のみでの対応となります。各土木建築事務所では対応していません。
- ・ 別途郵送等が必要な手続きがありますので、必要書類をよくご確認ください。
- ・ 手数料の納付は引き続き山口県収入証紙となります。

詳細は

山口県 宅建 電子申請



で検索！



山口県HP

■ ■ 手続きに関するお問合せ先 ■ ■

山口県 住宅課 民間住宅支援班

TEL : 083-933-3883 (受付時間 : 8:30~12:00、13:00~17:00)

メール : takken@pref.yamaguchi.lg.jp

■ ■ システムに関するお問合せ先 ■ ■

eMLITコールセンター

TEL : 03-4577-9227 (受付時間 : 8:00~18:15)

メール : helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp